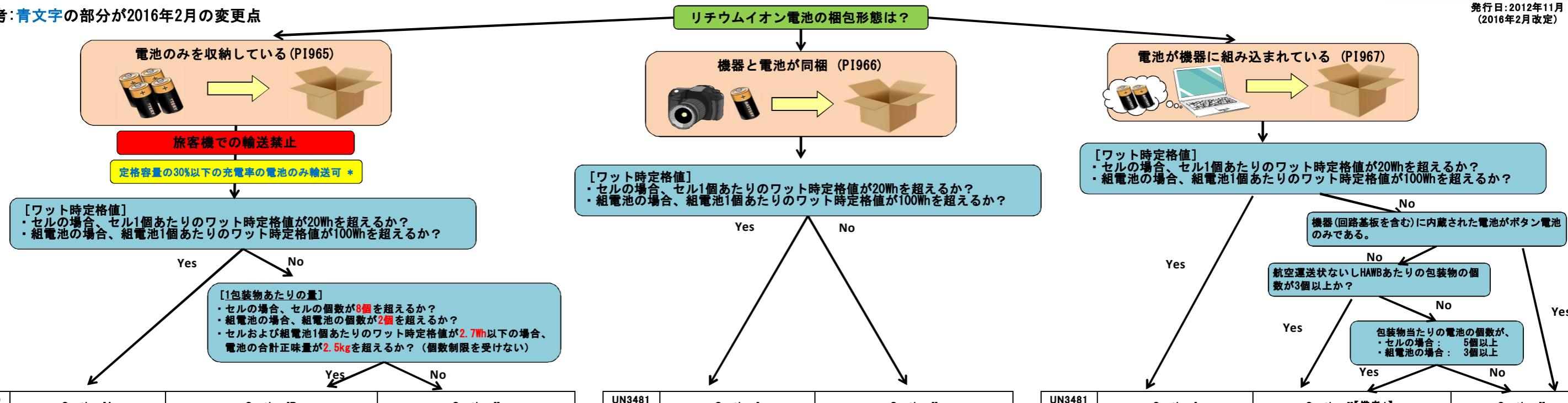


リチウムイオンまたはリチウムポリマーのセル及び組電池の取り扱い一覧表(UN3480, UN3481)

JAL CARGO

発行日:2012年11月  
(2016年2月改定)

備考:青文字の部分が2016年2月の変更点



	UN3480 PI965	Section IA	Section IB	Section II	UN3481 PI966	Section I	Section II	UN3481 PI967	Section I	Section II【備考1】	Section II								
制限		1包装物あたりの電池の正味量 ・旅客機の場合: 5kg ・貨物機の場合: 35kg	1包装物あたりの電池の正味量 ・旅客機の場合: 10kg ・貨物機の場合: 10kg	・航空運送状 or HAWB毎に1包装物まで * ・OVERPACK毎に1包装物まで * ・非危険物とは分けて搬入すること *	制限	1包装物あたりの電池の個数は、機器の使用に適切な個数に加え、予備電池が2つまで。  セルまたは組電池1個のワット時定格値が: ① 2.7Wh以下のセルおよび組電池の場合 ・1包装物あたりの電池の個数: 制限なし ・1包装物あたりの電池の正味量: 2.5kg ② 2.7Whを超えるが20Wh以下のセルの場合 ・1包装物あたりのセルの個数: 8個以下 ・1包装物あたりの電池の正味量: 制限なし ③ 2.7Whを超えるが100Wh以下の組電池の場合 ・1包装物あたりの組電池の個数: 2個以下 ・1包装物あたりの電池の正味量: 制限なし 【注】上記①から③の電池を、同一包装物内に組み合わせて収納することはできない。	1包装物あたりの電池の正味量 ・旅客機の場合: 5kg ・貨物機の場合: 35kg	1包装物あたりの電池の正味量 ・旅客機の場合: 5kg ・貨物機の場合: 5kg	制限	1包装物あたりの電池の正味量 ・旅客機の場合: 5kg ・貨物機の場合: 35kg	1包装物あたりの電池の正味量 ・旅客機の場合: 5kg ・貨物機の場合: 5kg								
危険物申告書		必要	必要	不要	危険物申告書	必要	不要	危険物申告書	必要	不要	不要								
運送状(AWB)		“Dangerous goods as per attached shipper's declaration”または“Dangerous goods as per attached DGD”的文言	①“Dangerous goods as per attached shipper's declaration”または“Dangerous goods as per attached DGD”的文言 ②包装物がリチウムイオンセルまたは組電池を含んでいること ③包装物がダメージを受けたとき、火災の危険があり、取り扱いに注意が必要なこと ④包装物がダメージを受けた時の対処、検査、リパックの方法など ⑤追加情報の必要な時の連絡先電話番号  (注) 上記の情報は、危険物申告書または別紙にご記載いただくことも可能ですが、①については、必ずAWB上に記載が必要となります。	運送状(AWB)	①“Lithium ion batteries in compliance with Section II of PI966”的文言 ②包装物がリチウムイオンセルまたは組電池を含んでいること ③包装物がダメージを受けたとき、火災の危険があり、取り扱いに注意が必要なこと ④包装物がダメージを受けた時の対処、検査、リパックの方法など ⑤追加情報の必要な時の連絡先電話番号  (注) 上記の情報は、別紙にご記載いただくことも可能ですが、①については、必ずAWB上に記載が必要となります。	①“Lithium ion batteries in compliance with Section II of PI967”的文言 ②包装物がリチウムイオンセルまたは組電池を含んでいること ③包装物がダメージを受けたとき、火災の危険があり、取り扱いに注意が必要なこと ④包装物がダメージを受けた時の対処、検査、リパックの方法など ⑤追加情報の必要な時の連絡先電話番号  (注) 上記の情報は、別紙にご記載いただくことも可能ですが、①については、必ずAWB上に記載が必要となります。	運送状(AWB)	①“Lithium ion batteries in compliance with Section II of PI967”的文言 ②包装物がリチウムイオンセルまたは組電池を含んでいること ③包装物がダメージを受けたとき、火災の危険があり、取り扱いに注意が必要なこと ④包装物がダメージを受けた時の対処、検査、リパックの方法など ⑤追加情報の必要な時の連絡先電話番号  (注) 上記の情報は、別紙にご記載いただくことも可能ですが、①については、必ずAWB上に記載が必要となります。	ラベル	CL9の危険性ラベルが必要	CL9の危険性ラベルが必要	リチウム電池取り扱いラベルが必要	ラベル	CL9の危険性ラベルが必要	リチウム電池取り扱いラベルが必要	ラベル	CL9の危険性ラベルが必要	リチウム電池取り扱いラベルが必要	不要
マーキング	DGR 第7章の要件に従い、危険物としてのマーキングが必要	DGR 第7章の要件に従い、危険物としてのマーキングが必要	PI965 Section II に従い、必要に応じてマーキングが必要(overpackの場合)	PI966 Section IIに従い、必要に応じてマーキングが必要(overpackの場合)	マーキング	DGR第7章の要件に従い、危険物としてのマーキングが必要	PI966 Section IIに従い、必要に応じてマーキングが必要(overpackの場合)	マーキング	DGR第7章の要件に従い、危険物としてのマーキングが必要	PI967 Section IIに従い、必要に応じてマーキングが必要(overpackの場合)	不要								
国連容器	包装等級IIの要件を満たす、国連規格容器が必要	不要 (但し、1.2mの落下試験に合格した容器でなければならぬ。)	不要 (但し、1.2mの落下試験に合格した容器でなければならぬ。)	国連容器	電池を収納する容器は、包装等級IIの要件を満たす、国連規格容器が必要	不要 (但し、電池を収納する容器は1.2mの落下試験に合格した容器でなければならぬ。)	国連容器	不要	不要	不要									
荷主によるULDへの積み付け	不可	不可	不可 *	荷主によるULDへの積み付け	不可	可能 (ULDの外装にリチウム電池取り扱いラベルの再表示が必要)	荷主によるULDへの積み付け	不可	可能 (ULDの外装にリチウム電池取り扱いラベルの再表示が必要)	可能									

【注】\*印の付いた規定は2016年4月1日より有効となる。

【備考1】経過措置として、2016年12月31日までストレート貨物の場合は航空貨物運送状当たり、混載貨物の場合はHAWB当たりの包装物の個数が3個以上であったとしても、運送状の記載要件・リチウム電池取り扱いラベルの貼付要件が免除された形での輸送が可能である。この場合、国連容器は不要、荷主によるULD積み付けは可となる。